

第2 質疑応答編

1 改正内容

問 平成 24 年度税制改正において、給与所得者の特定支出控除制度が改正されましたが、その改正内容を教えてください。

(答)

平成 24 年度税制改正において、給与所得者の特定支出控除制度について、次の改正が行われました。

(1) 特定支出の範囲の拡充

特定支出の範囲に、次に掲げる支出が追加されました。

- ① 職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費(所法 57 の 2 ②四)

(注) 平成 24 年分以前の年分においては、法令の規定に基づきその資格を有する方に限り特定の業務を営むことができることとされている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格の取得費は特定支出の範囲から除かれています。

- ② 次に掲げる支出(その支出の額の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円までの支出に限ります。)で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたもの(所法 57 の 2 ②六、所令 167 の 3 ⑤⑥)

イ 書籍、定期刊行物及び不特定多数の方に販売することを目的として発行される図書(職務に関連すると認められるものに限ります。)を購入するための支出

ロ 制服、事務服、作業服及び給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

ハ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他の職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

(2) 適用判定の基準の見直し

その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(改正前：給与所得控除額)を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することができることとされました(所法 57 の 2 ①)。

- ① その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額

- ② その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合 125 万円

《適用関係》これらの改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 52)。

2 その年中の特定支出の額(前払をした特定支出)

問 資格取得費に該当する専門学校（２年制）の授業料等の支出をしましたが、この特定支出については、その支出した年分の特定支出の額の合計額に算入してよいですか。

(答)

各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定の額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができることとされています(所法 57 の 2 ①)。

しかしながら、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した特定支出のうちその年 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものの額は、その年中の特定支出の額の合計額に算入することはできません。

ご質問のように年をまたがる授業料等の支出をした場合には、入学金など入学に際して一括で支払うこととされているものを除き、その支出した金額のうちそれぞれの年に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算することとなります。

(注) 授業料等が未払の場合は、その年中に支出をしていませんので、特定支出には該当しません。

【法令等】

所法 57 の 2 ①、②四

3 補填される部分の金額の意義

問 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、教育訓練給付としてその経費の一定割合に相当する額が公共職業安定所(ハローワーク)から支給されました。

この教育訓練は、職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修であることについて給与等の支払者によって証明されていることから「研修費」として特定支出控除の適用を受けようと思います。

この支給された金額は、特定支出となる支出から除かれることとなりますか。

(答)

特定支出となる支出については、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における、その補填される部分を除くこととされています。

教育訓練給付制度は、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度であり、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額が公共職業安定所(ハローワーク)から支給されます。

この給付は、給与等の支払者からその支出を補填されるものではありませんから、特定支出となる支出から除く必要はありません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②三

所規 36 の 5 ①三

4 補填される部分の金額の見込控除

問 私の職場では、一定の研修を受講した場合には、研修に要した費用の一部が勤務先より支給されます。

研修の修了が昨年末であったことから、本年分の確定申告書の提出期限までに支給されません。この場合、特定支出の計算はどのようにしますか。

(答)

特定支出となる支出については、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分を除くこととされています。

ご質問の場合のように、給与等の支払者により補填される部分について、特定支出をした年分の確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その補填される部分の金額の見込額に基づいてその年中の特定支出の額を計算します。

この場合において、後日、その補填される部分の金額の確定額とその見込額とが異なることとなったときは、遡及してその特定支出の額を訂正(修正申告又は更正の請求)することになります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②三

所規 36 の 5 ①三

5 資格取得費(法科大学院の費用)

問 勤務先より弁護士の資格を取得するよう命令を受け、法科大学院（ロースクール）に通うことになりました。

この法科大学院に係る支出は、特定支出となりますか。

(答)

これまで法令の規定に基づきその資格を有する方に限り特定の業務を営むことができることとされている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格を取得するための支出は、特定支出の範囲から除かれていましたが、平成 24 年度の税制改正において、これらの資格を取得するための支出についても、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者によって証明されたものは、特定支出となることとされました。

現在、基本的には法科大学院で一定の学位を取得しない限り司法試験の受験資格が得られず、弁護士の資格を取得するための一般的な手段が法科大学院を修了する方法であると考えられることなどを踏まえれば、法科大学院に係る支出は、資格取得費として特定支出となります。

(注) 会計大学院（アカウンティングスクール）に係る支出については、会計大学院は、それを修了することにより、公認会計士試験の一部科目を免除されますが、法科大学院とは異なり、受験資格を得るための支出ではないため、資格取得費としては特定支出とはなりません。

また、税法や会計学に関する研究により修士の学位を取得するための支出についても、これにより税理士試験の一部科目を免除されますが、同様に資格取得費としては特定支出とはなりません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②四

所規 36 の 5 ①四

6 勤務必要経費・図書費の意義(媒体)

問 私は金融新聞の電子版を定期購読しています。

この定期購読のための支出は、特定支出となりますか。

(答)

書籍、新聞、雑誌その他定期刊行物などの図書で職務に関連するものを購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ご質問の場合、電子版による図書を購入するための支出については、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

なお、その記事等を閲覧するためのパソコンなどの機器を購入するための支出については、特定支出とはなりません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑤

所規 36 の 5 ①六

7 勤務必要経費・図書費の意義(雑誌)

問 住宅販売の会社に勤務していますが、住宅に関する特集記事を掲載している雑誌を購入しました。この雑誌を購入するための支出は、特定支出となりますか。

(答)

書籍、新聞、雑誌その他定期刊行物などの図書で職務に関連するものを購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

特定支出となる図書とは、職務に関連するものであることから、いわゆる雑誌であっても、特集記事などで職務に関連する記事が掲載されている場合で、その方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑤

所規 36 の 5 ①六

8 勤務必要経費・図書費の意義(定期刊行物)

問 特定支出の対象となる「新聞、雑誌その他の定期刊行物」は、定期購読することが要件ですか。

(答)

新聞、雑誌その他定期刊行物などの図書で職務に関連するものを購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ご質問の「新聞、雑誌その他の定期刊行物」の購入については、定期購読することは要件とはされていません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑤

所規 36 の 5 ①六

9 勤務必要経費・図書費の意義(新聞購読費)

問 新聞も特定支出となるのでしょうか、取引先の接客の際などの資とするためにスポーツ新聞を購読していますが、この購入するための支出は、特定支出となりますか。

(答)

書籍、新聞、雑誌その他定期刊行物などの図書で職務に関連するものを購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

新聞については、一般日刊紙、専門紙（業界紙）、スポーツ紙などがありますが、その購入するための支出が特定支出となるのは、新聞の記事の内容等がその方の職務に関連するものであり、かつ、その方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものであることから、一般日刊紙やスポーツ紙を購入するための支出については、記事の内容等からその方の職務に関連するものであり、かつ、その方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出になります。

なお、その記事の内容等がその方の職務に関連するものであるかどうかは、企業の業種・業態、その方の職務内容等を総合的に勘案することとなります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑤

所規 36 の 5 ①六

10 勤務必要経費・衣服費の意義(社内規定)

問 私の勤務先は、社内規定により、職場では背広を着用することとされています。
この場合、背広を購入するための支出は、特定支出となりますか。

(答)

制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ご質問の場合、給与等の支払者により勤務場所において背広を着用することが社内規定により定められていることから、その背広の購入のための支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

なお、明確な社内規定がない場合であっても、勤務場所においては背広などの特定の衣服を着用することが必要であることについて就職時における研修などで説明を受けているときや、勤務場所における背広などの特定の衣服の着用が慣行であるときなどは、その背広など特定の衣服を購入するための支出は、特定支出となります。

また、背広については、出勤・退勤の途上や他用で着用する場合があるとしても、給与等の支払者により勤務場所において背広を着用することが求められており、その背広の購入がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものについては、特定支出となります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑥四

所規 36 の 5 ①七

11 勤務必要経費・衣服費の意義(私用兼用衣服1)

問 私の勤務先は、職場での服装について特に社内に規定がないことから、システム開発部署の職員は自由な服装で勤務しています。

この場合、勤務先で着用するシャツやジーンズなどの衣服を購入するための支出は、特定支出となりますか。

(答)

制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ご質問の場合、給与等の支払者により勤務場所において特定の衣服の着用が求められておらず、シャツやジーンズなどの購入のための支出が必ずしもその方の職務の遂行に直接必要なものではないと考えられることから、その購入するための支出は、特定支出となりません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑥四

所規 36 の 5 ①七

12 勤務必要経費・衣服費の意義(私用兼用衣服2)

問 私は衣料品の販売店に勤務しています。職場での服装については、社内規定により自社が取り扱うメーカーの衣服を着用することとされています。なお、この衣服については、主に勤務時において着用していますが、休日に着用することもあります。

この場合、勤務先で着用する衣服を購入するための支出は、特定支出となりますか。

(答)

制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ご質問の場合、給与等の支払者により勤務場所において自社の取り扱う衣服を着用することが社内規定により定められていることから、その衣服の購入のための支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして、給与等の支払者により証明がされた衣服を購入するための支出は、特定支出となります。

なお、その衣服について、出勤・退勤の途上や他用で着用する場合があるとしても、給与等の支払者により勤務場所において着用することが求められており、その方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた衣服を購入するための支出は、特定支出となります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑥四

所規 36 の 5 ①七

13 勤務必要経費・交際費等の意義（要件）

問 特定支出となる交際費等とは、どのようなものですか。

（答）

交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のための支出（以下「交際費等」といいます。）で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

なお、特定支出となる交際費等とは、次に掲げるような性格を有する支出をいいます。

- ① 「接待等の相手方」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者であること
- ② 「支出の目的」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者との間の親睦等を密にして取引関係の円滑化を図るものであること
- ③ 「支出の基因となる行為の形態」が、接待、供応、贈答その他これらに類するものであること

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 4 一、二ト

所規 36 の 5 ①八

14 勤務必要経費・交際費等の意義（職務上関係のある者）

問 職場の同僚が結婚することになったため、お祝いの会合を行いました。
この会合のための支出は、特定支出となりますか。

（答）

交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のための支出（以下「交際費等」といいます。）で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

なお、特定支出となる交際費等とは、次に掲げるような性格を有する支出をいいます。

- ① 「接待等の相手方」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者であること
- ② 「支出の目的」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者との間の親睦等を密にして取引関係の円滑化をはかるものであること
- ③ 「支出の基因となる行為の形態」が、接待、供応、贈答その他これらに類するものであること

したがって、職場における同僚との親睦会や同僚の慶弔のための支出は、特定支出とはなりません。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 4 一、二ト

所規 36 の 5 ①八

15 給与所得と雑所得等に係る支出

問 大学教授で、大学からの給与のほかに、出版社からの依頼で専門分野の論文を執筆しています。専門図書を購入し、大学の仕事と執筆の仕事の両方に使用していますが、この図書の購入費用は特定支出となりますか。

(答)

書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

大学からの給与のほかに執筆等により雑所得等に係る収入金額を得ている場合、雑所得等とされる収入金額に対応する必要経費が明確に区分できるものは、雑所得等の金額の計算上その必要経費を控除することになりますが、区分できない場合の共通の支出は、その支出額を給与所得の収入金額と雑所得等の収入金額との割合など合理的な方法によりあん分計算した金額が特定支出の額となります。

【法令等】

所法 57 の 2 ②六

所令 167 の 3 ⑤

所規 36 の 5 ①六

16 給与所得控除との選択替え

問 給与所得控除を適用して確定申告書を提出した後、特定支出控除を選択した方が有利になることが判明しました。この場合、特定支出控除への選択替えはできますか。

(答)

当初給与所得控除により給与所得の金額を計算して確定申告した後、給与所得控除額の1/2相当額を超える特定支出の支出額があることが判明した場合には、更正の請求により特定支出控除を適用することにより所得税の減額を求めることができます。

【法令等】

所法 57 の2 ①③